

小部東地区 地域おたすけガイド

- 1 活動基準
- 2 災害対策本部設置基準
- 3 基本情報
- 4 地域マップ
- 5 資機材リスト
- 6 風水害
- 7 地震
- 8 共有事項
- 9 各種行動の事前指示書

平成 30 年 12 月作成

小部東防災福祉コミュニティ

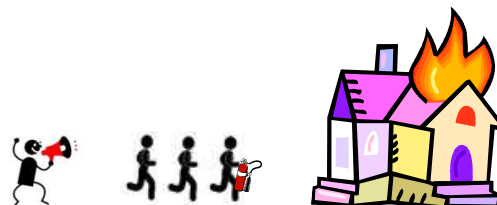
(令和 6 年 1 月 一部修正)

1 活動基準

- 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し(自助)無理をせず、自分たちのできる範囲で行動を行うことが大前提です。
- 防災福祉コミュニティの役員だけが使用するのではなく、災害時集まった人たちで地域の安全を守れるよう、自分たちのできる範囲で防災活動を行いましょう。

2 災害対策本部設置基準

- 震度 5 強以上の地震が発生した場合
- 地震による被害が発生したとき
- 台風や集中豪雨により地域内に「特別警報」または「避難指示」が発令された場合
- 住民に災害による被害が予想される場合



3 基本情報

| | | |
|----------------------|--|-------|
| 防コミ運営本部 | ※小部東地域福祉センター | |
| フック本部 | 小部東 | 中里 |
| | 東第一自治会 集会所 | 中里集会所 |
| 防災資機材庫 | 小部東小学校 | 中里中公園 |
| 緊急避難場所 (屋内) | 小部小学校 | |
| | 小部中学校 | |
| | 小部東小学校 【土砂災害時、北門が土砂災害警戒区域にあるので、西門を利用すること】 | |
| 緊急避難場所(屋外) | 東町公園 | 中里中公園 |
| 防災行政無線 (設置場所) | 小部東地域福祉センター | |
| 耐震性防火水槽 (小型動力ポンプ) | 鈴蘭台東町8丁目(すずらん台東第3市住) | |
| ふっQおいせん (設置場所) | 小部東小学校グラウンド(北西側) | |

※福祉避難所として開設される場合があるので留意すること

5 防災資機材庫

【小部東小学校】・【中里中公園】

| | | 小部東 小学校 | 中里中 公園 | 合計 |
|----|------------|------------|-----------|----|
| 1 | 鍵保管者 | | | |
| 2 | 布バケツ | 20 | 20 | 40 |
| 3 | スコップ | 9 | 9 | 18 |
| 4 | バール | 6 | | 6 |
| 5 | のこぎり | 6 | | 6 |
| 6 | 折りたたみのこぎり | | 8 | 8 |
| 7 | オノ | 3 | | 3 |
| 8 | ハンマー | 5 | | 5 |
| 9 | 簡易ジャッキ | 2 | 2 | 4 |
| 10 | ツルハシ | 5 | | 5 |
| 11 | ボルトクリッパー | 2 | | 2 |
| 12 | 折りたたみ担架 | 2 | 1 | 3 |
| 13 | とび口 | 2 | | 2 |
| 14 | 救助用ロープ | 2 | | 2 |
| 15 | ヘルメット | 24 | 12 | 36 |
| 16 | 手袋 | 30 | | 30 |
| 17 | 腕章 | | 30 | 30 |
| 18 | 携帯用電灯 | 6 | | 6 |
| 19 | トランジスタメガホン | 4 | 1 | 5 |
| 20 | 携帯用発電機 | 1 | 1 | 2 |
| 21 | 二連梯子 | 2 | | 2 |
| 22 | 台車 | 2 | 1 | 3 |
| 23 | はしご兼用脚立 | | 1 | 1 |
| 24 | コードリール | 2 | 1 | 3 |
| 25 | 救急セット（20人） | 1 | 1 | 2 |
| 26 | ポリタンク | 5 | 1 | 6 |
| | | | | |
| | | | | |

その行動が完了したら確認欄に✓をつける。

6 風水害

(1) 【災害発生前】

① 防コミ運営本部の立ち上げ

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 防コミ運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる | |
| 集まったメンバーで統括防災リーダー、副リーダーを決める | |
| 統括防災リーダーは班構成を行う 情報班、安否確認班、救助班、消火班、避難誘導班など | |
| 本部に地域の地図等配置、集まったメンバーで情報共有するためホワイトボードや模造紙など設置準備 | |
| 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する | |

※必要に応じて、バイクや自転車を活用する

② 情報収集・伝達

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 本部に参集する道中で情報を集める | |
| 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する | |
| 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック(自治会)長に伝達する | |
| 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、避難に時間のかかる者に早期の自主避難を呼びかける。また、避難誘導が実施できるよう体制を整える(人員確保等) | |
| 情報収集をするとともに区役所、消防署に連絡をする | |

③ 組織内の連絡体制の確保

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 情報伝達の手段や順番(誰が誰にどのように伝えるのか)をあらかじめ整理しておくこと(自治会の連絡網) | |

④ 災害時要援護者の避難誘導

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して各ブロックの避難誘導班により避難誘導を実施する | |
| 人手が足りないときは、近隣の住民に協力をお願いし、安全なルートで誘導する | |

⑤ 資機材等の確保

| 内 容 | 確認 |
|----------------------------|----|
| 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする | |

(2)【災害発生直後】

① 防コミ運営本部による指揮

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる | |
| 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集伝達、安否確認被災者の救出救護等)を出す | |
| 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する | |

② ブロック毎の災害対応

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 防災活動が可能な場合は、ブロック本部に集まり、下記の必要班を編成し防災活動を行う | |
| ブロック長(単位自治会長等)は「安否確認班、救出救護班」などの対応すべき災害に応じた班を編成する | |
| 災害現場で、資機材の数が足りない、人員が足りない場合には近隣の住民に協力をお願いする | |

③ 情報収集・伝達

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土災害警戒情報等を収集する | |
| 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する | |
| ブロック長は有線電話、携帯電話等で、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を指示する | |

④ 安否確認

| 内 容 | 確認 |
|-------------------------------|----|
| 被災地域の安否確認を行う | |
| 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う | |

(災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、)
※ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡表を貼るなどによる区別も効果的です。

⑤ 救出・救護

| 内 容 | 確認 |
|---------------------------------------|----|
| 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材等を使用し被災者を救出する | |
| 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し医療機関に搬送する | |

⑥ 区や消防署への連絡

| 内 容 | 確認 |
|-------------------------|----|
| 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する | |
| 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える | |

⑦ 緊急避難場所・避難所の開設

| 内 容 | 確認 |
|---------------------------------|----|
| 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する | |
| 避難者名簿を作成する | |

7 地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。 | |
| 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する。 | |
| 家族の安全を確認する。 | |
| 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。 | |
| ラジオなどで情報の確認。 | |



防災福祉コミュニティとしての活動

(1) 防コミ運営本部の立ち上げ

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる | |
| 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダー及び副リーダーを決定する | |
| 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、安否確認班、消火班、救出救護班等の班編成を行う | |
| 本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報共有するためにホワイトボード等を準備する | |

| | |
|---|--|
| 情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す | |
| 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する | |

※必要に応じて、バイクや自転車を活用する

(2) ブロック毎の災害対応

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 防災活動が可能な場合は、ブロック本部に集まり、下記の必要な班を編成し防災活動を行う | |
| ブロック長(単位自治会長等)は「安否確認班、救出・救護班」などの対応すべき災害に応じた班を編成する | |
| 災害現場で、資機材の数が足りない、人員が足りない場合には近隣の住民に協力をお願いする | |

(3) 情報収集・伝達

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 防コミ本部又はブロック本部に参集する道中で情報を集める | |
| ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う | |
| 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等によりブロック長に伝達する | |
| ブロック長は伝令等により、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を指示する | |

※地震時は有線電話、携帯電話は使用できないことがある。

(4) 安否確認

| 内 容 | 確認 |
|--------------------|----|
| 集まってきた情報により安否確認を行う | |

※(災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は)民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う

(5) 消火活動

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 出火場所を確認し、消防へ連絡する | |
| 消火活動人員の割り振りをする | |
| ブロック単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具を活用し初期消火を行う | |
| 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する | |

※火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

(6) 救出・救護活動

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 救出活動人員の割り振りをする(現場人員 10 名 班長 1 名) 消防へ連絡する | |
| 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する(手袋・バール・スコップ・ヘルメット等) | |
| 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し医療機関に搬送する(応急セット) | |
| 倒壊家屋等では、近所の住民から安否情報を集める | |

(7) 災害時要援護者の避難支援

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時要援護者の避難支援を行う | |
| 支援者の割り振りをする | |

(8) 区や消防署への連絡

| 内 容 | 確認 |
|-------------------------|----|
| 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する | |
| 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える | |

(9) 緊急避難場所・避難所の開設

| 内 容 | 確認 |
|---------------------------------|----|
| 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する | |
| 避難者名簿を作成する | |

8 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらゐまで】

（1）役割分担の見直し

| 内 容 | 確認 |
|------------------------------------|----|
| 防災福祉コミュニティの役割の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す | |

（2）避難所の運営

| 内 容 | 確認 |
|---|----|
| 避難所開設が必要な場合は学校関係者、区役所職員に連絡する | |
| 避難所担当者を定め、下記に留意して避難所運営に協力する | |
| 子供や高齢者を優先する | |
| 災害時要援護者への配慮として、避難所内に一般の方と分けした要援護者の対応（保健室の利用など）をする | |
| 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へ引き継ぎを行う | |
| 同行避難してきたペットへの配慮 | |

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

（3）生活情報の収集

| 内 容 | 確認 |
|-----------------------|----|
| 生活情報の収集及び住民への周知（掲示板等） | |

（4）防火・防犯パトロール

| 内 容 | 確認 |
|--|----|
| パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。バイクや自転車など使用する | |

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 2 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1 情報収集

- (1) 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する
- (2) ラジオ等での情報収集
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する
- (3) 行政からの情報収集
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する
- (4) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する

安否確認

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
各自の持ち寄った情報を集約する

訪問先での確認手順

- 1 **外観の確認**
建物に甚大な被害がないかを確認してください
- 2 **声かけ・呼びかけ確認**
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する
- 3 **ドアをノックする**
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください
- 4 **庭、勝手口等の確認**
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください

救出・救護活動

- 1 資機材倉庫より必要な資機材を活用する
(小部東小学校・中里中公園)
- 2 救護(応急手当)を実施する

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きなものがずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消火活動

- 1 初期消火を行う
- 2 出火場所を確認し、消火人員を割り振る

消火活動手順

1 初期消火

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする。

2 小型動力ポンプの使用

(消火用水の選定)

- (1) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (2) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

(ホースの延長要領)

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

(送水の時期)

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

3 大火災からの避難

- (1) 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。

